

調査対象及び調査事項

デザイン業、機械設計業について

1. 調査対象

- (1) **デザイン業の調査対象**は、顧客の要請に応じて工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、証明などについて設計、表現する業務を行う事業所である。

業務種類としては、以下のものが該当する。

- ① インダストリアルデザイン・・・・・・（機器、スポーツ用品など）
- ② グラフィックデザイン・・・・・・（ポスター、装丁、パンフレットなど）
- ③ インテリアデザイン・・・・・・（室内の構成と装飾）
- ④ パッケージデザイン・・・・・・（箱、商品個装など）
- ⑤ ディスプレイデザイン・・・・・・（展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなど）
- ⑥ テキスタイル、ファッションデザイン（カーテン、既製服、鞆、装身具、履物など）
- ⑦ マルチメディアデザイン・・・・・・（デジタルコンテンツ、Webなどのオンラインプロダクツなど）
- ⑧ その他のデザイン・・・・・・（クラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物など）

ただし、デザインにより一貫して製造・販売までを行う事業所（衣服製造業、漆器製造業など）は、対象としない。

- (2) **機械設計業の調査対象**は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに、制作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所である。

ただし、①プラントエンジニアリング業、②機械設計から製造までを一貫して行う事業所、③自社の機械製造を行うための機械設計業務のみを行っている事業所は、対象としない。

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果（平成30年7月1日現在）の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。

「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」（外国に本社・本店がある外国の会社を含む。）である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである（個人による共同経営の場合を含む。）。

- (3) **資本金額（又は出資金額）**は、平成30年7月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(デザイン業務、機械設計業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 30 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 30 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2. (4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) **事業従事者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2. (4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

①**デザイン業務、機械設計業務の部門別事業従事者数**は、デザイン業務、機械設計業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務及びデザイン業務、機械設計業務の受注契約、顧客の意向を自社の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者。

〈**デザイン部門**〉

イ「**インダストリアル**」とは、機器、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者。

ウ「**グラフィック**」とは、ポスター、装丁、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者。

エ「**インテリア**」とは、室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者。

オ「**パッケージ**」とは、箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者。

カ「**ディスプレイ**」とは、展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなどのデザイン業務に従事する者。

キ「**テキスタイル、ファッション**」とは、カーテン、既製服、靴、装身具、履物などのデザイン業務に従事する者。

ク「**マルチメディア**」とは、デジタルコンテンツ、Web などのオンラインプロダクツなどのデザイン業務に従事する者。

ケ「**その他**」とは、陶磁器製品などのクラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物などのデザイン業務に従事する者。

②うち、別経営の事業所から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

〈機械設計部門〉

コ「**機械系**」とは、機械部門に従事する者。

サ「**電気系**」とは、電気部門に従事する者。

シ「**その他**」とは、上記以外の土木・建築系、情報システム系などに従事する者。

(6) **年間売上高**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「デザイン業務、機械設計業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈デザイン業務〉

①「**インダストリアル**」とは、機器、スポーツ用品のデザイン業務。

②「**グラフィック**」とは、ポスター、装丁、パンフレットなどのデザイン業務。

③「**インテリア**」とは、室内の構成と装飾のデザイン業務。

④「**パッケージ**」とは、箱、商品個装などのデザイン業務。

⑤「**ディスプレイ**」とは、展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなどのデザイン業務。

⑥「**テキスタイル、ファッション**」とは、カーテン、既製服、靴、装身具、履物などのデザイン業務。

⑦「**マルチメディア**」とは、デジタルコンテンツ、Web などのオンラインプロダクツなどのデザイン業務。

⑧「**その他**」とは、陶磁器製品などのクラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物などのデザイン業務。

〈機械設計業務〉

①「**基本設計**」とは、機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務。

②「**計画設計**」とは、基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務又は、基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務。

③「**詳細設計**」とは、詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務。

④「**コンサルティング**」とは、機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務。

⑤「**その他**」とは、テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務など上記以外の業務。

(8) **年間営業費用**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)。

①**「給与支給総額」**は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

②**「外注費」**は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

③**「減価償却費」**は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

④**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア **「土地・建物」**は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ **「機械・装置」**は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤**「その他の営業費用」**は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む)。

①**「機械・設備・装置」**は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②**「土地」**は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③**「建物・その他の有形固定資産」**は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④**「無形固定資産」**は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。